

別表1 旅費の支給額

研修等、出張による旅費	旅費の支給	摘要
鉄道賃	1 新幹線料金（座席指定料金を含む）	
船賃	1 船舶による必要な運賃 2 寝台又は個室を必要とした場合、その料金	
車賃	1 交通機関（バス、タクシー）の定める料金 2 自家用車の場合1kmにつき30円とする。 3 高速自動車道路料金 4 その他必要な料金	施設で行う理事会、評議員会、監査、指導監査立会の旅費は別表2による。
飛行機	1 飛行機による必要な運賃 2 その他必要な料金	
食事代	1食1,000円とする。	
宿泊料	宿泊料金は1泊12,000円とする。	指導宿泊の場合で左記の料金を超える場合は、実費を支給する。
施設で行われる旅費及び日当	旅費の支給額	摘要
理事会、評議員会、監査に出席した評議員、理事、監事へ費用弁償	別表2による。	施設監査に出席した理事、監事も同様とする。
第三者委員	同上	施設内に於いて苦情解決のための業務を行った場合
理事長の専決業務等の費用弁償	理事長専決業務、その他会計年度決算の確認、事業計画、事業報告の確認3ヶ月ごとの会計並びに運営状況の確認、その他保育園に於いて行われた理事長の業務について費用弁償として支給する。	

別表2 保育園で行う理事会、評議員会、監査、指導監査立会、等の費用弁償

会議などの種類	支払い対象者 (実際に業務を行った委員)	金額	備考	
理事会、評議員会	理事、監事、評議員	1,000円	会議が1日複数回あった場合に於いても1回分の支給とする。 役員である職員には支給しない。 その他の会議の費用弁償は理事長の承認によって支給する。	
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員	1,000円		
内部監査	通常監査	監事		1,000円
	決算監査	監事		1,000円
理事長専決等の業務	理事長	1,000円		
指導監査立会	理事、監事	1,000円		
苦情解決業務	第三者委員	1,000円		
その他の会議	理事、監事、評議員、他	1,000円	理事長、評議員会等に於いて理事長、理事、評議員の要請により他の委員の出席を求められ出席した場合	